

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県倉敷市玉島勇崎1100番地の3
名称 伊藤化学株式会社
代表取締役 中川 洋子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊東 香 織



許可の年月日 平成30年 6月15日

許可の有効年月日 平成35年 6月14日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 有
- (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 裏面に記載

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 設置場所及び面積

場 所：岡山県倉敷市玉島勇崎字二丁目1016番地1、1016番10

面 積：ア 3.3m² イ 2.94m² ウ 2.04m²

(2) 保管する特別管理産業廃棄物の種類 裏面に記載

(3) 保管上限及び高さ

保管上限：ア 1.2t イ 0.35t ウ 0.25t

高 さ：なし（建屋内保管）

3. 許可の条件

積替保管施設の設置場所及び面積

場 所：岡山県倉敷市玉島勇崎字二丁目1016番地1、1016番10

面 積：ア 3.3m² イ 2.94m² ウ 2.04m²

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 6月15日 新規許可

平成30年 6月15日 更新許可（許可の有効年月日：平成35年6月14日）

5. 規則第10条の12第2項により準用する規則第9条の2第6項による許可証の提出の有無

有

(裏面)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類・保管する特別管理産業廃棄物の種類

廃油	揮発油類、灯油類又は軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。
廃酸	水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。
廃アルカリ	水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。
感染性産業廃棄物	
特定有害産業廃棄物	
廃水銀等	
汚泥	水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。
廃油	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは1, 4-ジオキサンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。
廃酸	水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1, 4-ジオキサンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。）
廃アルカリ	水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。